

## イメージデータで提出可能な添付書類 (申請・届出等(消費税(個人)関係))

イメージデータ (PDF形式) による提出が可能な主な添付書類は、次のとおりです。  
なお、この一覧は、令和3年10月1日現在の法令に基づくものです。

### ○ 添付書類をイメージデータで提出する場合の注意事項

「更正の請求書(付表)」など、電子データ(XML形式)により提出が可能な添付書類については、イメージデータで提出することができません。

なお、電子データにより提出が可能な添付書類は、「[利用可能手続\(申請・届出等\)消費税\(個人\)関係](#)」でご確認ください。

手続の名称	添付書類の名称
消費税異動届出 (消費税法第25条)	異動事項を証明する書類
消費税課税売上割合に準ずる割合の適用承認申請 (消費税法第30条第3項) (消費税法施行令第47条第1項)	本来の課税売上割合よりも、その事業者における事業内容等の実態を反映したものであり合理的であるとする理由及びその採用しようとする計算方法によった場合の見込み割合をできるだけ詳細に記載した別紙
輸出品販売場購入物品亡失証明・承認申請 (消費税法第8条第3項) (消費税法施行規則第8条第2項)	旅券等の写し、申請の理由となった事実を証する書類
輸出品販売場購入物品譲渡(譲受け)承認申請 (消費税法第8条第4項) (消費税法施行規則第9条)	旅券等の写し、申請の理由となった事実を証する書類
一般型輸出品販売場許可申請 (消費税法施行令第18条の2第1項) (消費税法施行規則第10条第2項)	許可を受けようとする一般型輸出品販売場の見取図等
手続委託型輸出品販売場許可申請 (消費税法施行令第18条の2第1項) (消費税法施行規則第10条第2項)	許可を受けようとする手続委託型輸出品販売場に係る特定商業施設の見取図等
手続委託型輸出品販売場移転届出 (消費税法施行令第18条の2第3項) (消費税法施行規則第10条第4項)	移転しようとする手続委託型輸出品販売場に係る特定商業施設の見取図等
承認免税手続事業者承認申請 (消費税法施行令第18条の2第8項) (消費税法施行規則第10条の2第2項)	設置しようとする免税手続カウンターの見取図等

手続の名称	添付書類の名称
免税手続カウンター設置場所変更届出 (消費税法施行令第18条の2第14項) (消費税法施行規則第10条の2第7項)	移転後の免税手続カウンターの見取図及び当該免税手続カウンターに係る特定商業施設の見取図等
自動販売機型輸出物品販売場許可申請 (消費税法施行令第18条の2第1項) (消費税法施行規則第10条第2項)	許可を受けようとする販売場の付近見取図等
自動販売機型輸出物品販売場の指定自動販売機変更届出 (消費税法施行令第18条の2第16項)	変更後の内容で指定自動販売機を設置することを証する書類等
臨時販売場を設置しようとする事業者に係る承認申請(一般型・手続委託型用) (消費税法施行令第18条の5第1項) (消費税法施行規則第10条の8第2項)	臨時販売場で行った免税販売手続について、検証を行うための必要な体制が整備されていることを証する書類等
臨時販売場設置届出(一般型・手続委託型用) (消費税法第8条第8項) (消費税法施行規則第10条の9第2項)	臨時販売場を設置する場所の付近の見取図等
臨時販売場を設置しようとする事業者に係る承認申請(自動販売機型用) (消費税法施行令第18条の5第1項) (消費税法施行規則第10条の8第2項)	臨時販売場で行った免税販売手続について、検証を行うための必要な体制が整備されていることを証する書類等
臨時販売場設置届出(自動販売機型用) (消費税法第8条第8項) (消費税法施行規則第10条の9第2項)	臨時販売場を設置する場所の付近の見取図等
臨時販売場変更届出 (消費税法施行令第18条の5第5項)	変更後の内容で臨時販売場を設置することを証する書類等
承認送信事業者承認申請 (消費税法施行令第18条の4第5項) (消費税法施行規則第10条の7第2項)	購入記録情報の提供に使用する電子計算機及びプログラムの概要を記載した書類等
消費税の更正の請求 (国税通則法第23条) (消費税法第56条) (地方税法附則第9条の4)	更正の請求の理由となった事実を証明する書類
適格請求書発行事業者の登録申請書(国外事業者用) (所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)附則第44条第1項)	税務代理人が申請者の消費税に関する税務代理の権限を有することを証する書面等